

項目	地域	河合町（開発行為に関する指導要綱）
適用範囲		<p>本町の区域内において行われる次の行為に適用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法第29条第1項の許可を必要とする開発行為</li> <li>2. 同一開発者又は町長が開発者と関係があると判断する者が、前号の開発行為の完了後2年以内に当該区域に近接した場所で、従前の開発行為と関連した土地の区画形質の返上を行う場合。</li> <li>3. 第1号の規定が適用されない区画形質の変更を行う土地であっても、2年以内に隣接又は近接した土地において同様の行為を行うことにより合算した土地の規模が500㎡以上となる場合</li> </ol>
協議・協定		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開発者は、開発行為についての関係法令等に基づく手続きを行う前に町長に申し出て、当該開発行為に必要な協議（以下「事前協議」という。）を行わなければならない。</li> <li>2. 事前協議の手続きは、次に掲げるとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 開発行為事前協議書に別表第1に定める図書を添付し、別表第2に定める部数を整えて町長に提出すること。</li> <li>(2) 第6条から第25条までに定める事項に関して町長及び関係機関と協議すること。</li> <li>(3) 町長及び関係機関との協議により開発行為事前協議書の図書に変更が生じた場合は、その都度、計画変更説明書に変更した図書を添付し、必要部数を整えて町長へ提出すること。</li> <li>(4) 町長は、第1号の協議が完了した場合は、事前協議完了書をもって開発者に通知するものとする。</li> </ol> </li> <li>3. 第1項の協議は、法第32条の規定に基づく公共施設の管理者との協議を兼ねることができる。</li> <li>4. 開発行為等について、区域が所在する自治会等と誠意をもって協議を行い、その内容について同意書を提出しなければならない。</li> <li>5. 前項に規定する同意書が提出できない場合は、その協議内容について協議報告書を提出しなければならない。</li> <li>6. 町長は、前項の規定により協議報告書の提出があったときは、自治会等と開発者相互の合意形成が図られるよう努めるものとする。</li> </ol>
公共・公益施設	道路	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 町長と協議のうえ歩行者及び車両の安全且つ円滑な通行が確保されるよう周辺の状況及び本町の計画を勘案して計画すること。</li> <li>2. 開発許可制度に関する震災基準表（以下「基準集」という。）に基づき計画すること。</li> <li>3. 河合町町道の構造の技術的基準定める条例に基づき計画すること。</li> <li>4. 河合町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例に基づき計画すること。</li> <li>5. 河合町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例に基づき計画すること。</li> </ol>
	公園	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基準集に基づき計画すること</li> <li>2. 河合町都市公園条例第5条の2の規定に基づき計画すること。</li> <li>3. 河合町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例に基づき計画すること。</li> </ol>
	上・下水道	<p>雨水排水施設は、次に掲げるところによるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基準集に基づき計画すること。</li> <li>2. 開発区域を含んだ周辺の地形から集水区域を的確に把握し、町長が示す放流先の流末までの処理能力を勘案して計画すること。</li> <li>3. 開発区域内の雨水排水施設は、開発区域外の区域も加えて計画した施設とすること。</li> <li>4. 洪水や溢水等による災害を未然に防ぎ、正常にその機能を維持できる施設とすること。</li> <li>5. 第1号から前項までの規定により流出量の検討を行った結果、既存の雨水排水施設では処理能力が不足していることが明らかとなった場合は、関係法令等の手続きの前に町長に指示を仰ぎ、その指示に沿った内容で既存雨水排水施設の改修を計画した後に、関係法令等の手続きを行い開発社の「負担により既存の雨水排水施設を改修すること。</li> <li>6. 道路の区域内に設置する雨水排水施設の蓋はグレーチング蓋とし、設計強度25トン以上とすること。</li> <li>7. 雨水集水枳は、町長と協議し適切なか所に設置すること。</li> </ol>
	消防施設	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消防水利施設の設置は、奈良県広域消防組合開発行為に伴う消防水利施設等協議規定により星和消防署長と協議のうえ同意を得るものとする。</li> <li>2. 開発行為により開発区域内又は開発区域外に消防水利施設を設置した場合は、消防水利施設標識を設置するものとする。</li> </ol>
	し尿処理施設	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 水洗（浄化槽）</li> <li>(2) 公共下水道</li> </ol>
公害の防止		<p>開発行為に起因する公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、振動及び騒音等の人の健康や住環境に及ぼす被害）の発生を未然に防ぐ対策を講じるものとする。</p>
文化財の保護		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開発区域及び園周辺の文化財等の有無について、河合町教育委員会に確認し、文化財がある場合は、その取り扱いについて指示に従わなければならない。</li> </ol>

項目	地域	河合町（開発行為に関する指導要綱）
文化財の保護		2. 工事中、文化財等を発見したときは、直ちに工事を中止して、現状を変更することなく速やかに河合町教育委員会及び関係機関へ届け出て、これらの措置等について協議し従わなければならない。
その他の措置		<p>（ごみ集積施設）</p> <p>1. ごみ集積施設は設置は、集積作業を円滑に行うため、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>（1）ごみ集積施設は、収集車が前進のままで容易に収集できる位置に設置すること</p> <p>（2）ごみ集積施設の構造・面積及び衛生管理については、町長と協議して決定すること。</p> <p>（3）集合住宅とそれ以外の用途を有する建築物におけるごみ集積施設は、集合住宅から出される家庭ごみと、それ以外のごみを明確に区分できるごみ集積施設とすること。</p> <p>（交通安全施設）</p> <p>交通安全施設は、歩行者又は車両の通行に関して、安全が確保されるものとする。</p> <p>（防犯施設）</p> <p>防犯施設は、開発区域を含んだ地域の住民が、安心して生活できるよう町長と協議して計画するものとする。</p>
施行改正年月日		平成28年 4月 1日施行